



医療職及び福祉職 養成修学資金貸付制度のお知らせ

新冠町では、地域の医療と福祉の向上を図るため、将来新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に医療職や福祉職として従事しようとする方に、修学資金の貸付制度を設けています。

貸付対象者



医療職、福祉職等の養成施設に進学予定又は在学している方で、将来、新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として3年以上勤務しようとする方

貸付金額・対象職種

貸付金額 ～ 月額100,000円以内



対象職種 ～

- 医療職 保健師、助産師、看護師、准看護師
診療放射線技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士
- 福祉職 社会福祉士、介護福祉士、保育教諭

貸付期間 ～ 在学する養成施設の正規の修学期間（休学・停学期間を除く）
※入学から一定期間が経過してしまっても、入学当初に遡って貸付対象期間とすることが可能です。

⚠ 返還免除要件 ⚠

養成施設を卒業後、引き続き新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として3年以上従事された場合には、貸付金の返還が免除されます。

ただし、要件を満たさない場合は、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に「一括」
「月賦又は半年賦の均等払」の方法により、貸付金を返還して頂きます。

【応募・問い合わせ先】

新冠町総務課総務グループ総務係

新冠町 修学資金貸付



※詳しくはホームページをご覧ください。

〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2111

メール info@niikappu.jp

